

令和6年度第2回旭川市子ども・子育て審議会 議事概要

○開催日時

令和7年1月7日（火） 18:30～19:55

○開催場所

旭川市総合庁舎7階 大会議室B

○出席委員（15名）

赤坂委員，旭委員，荒木関委員，小野委員，片桐委員，川西委員，楠井委員，小山委員，
佐々木千夏委員，田中委員，中嶋委員，長島委員，長野委員，西田委員，猫山委員

○欠席委員（5名）

貝沼委員，後藤委員，佐々木純江委員，多々納委員，中村委員

○事務局（11名）

向井子育て支援部長

子育て支援課 香川課長，高橋主幹，川口主査，浅沼主査

子育て助成課 田上課長

こども育成課 熊谷課長，清原係長

おやこ応援課 川村課長

子ども総合相談センター 草野所長

愛育センター 久保所長

○傍聴者（1名）

○概要

1 開会

2 議事

（1）協議事項

《協議事項ア 旭川市子ども・子育て審議会会長の選出について》

立候補及び推薦がないことから，事務局案を提示し，会長にA委員，副会長の会長就任により空席となる副会長には荒木関委員を選出することに決定した。

《協議事項イ 部会員の指名について》

児童福祉施設等専門部会の部会員にB委員を指名した。

（2）報告事項

《報告事項ア 「旭川市こども計画（案）」に対する意見提出手続きの実施について》

（A委員）

報告事項ア「旭川市こども計画（案）」に対する意見提出手続きの実施について」事務

局から説明願う。

(事務局)

資料1に基づき、事務局説明。

(A委員)

このことについて委員の皆様から質問・意見等はあるか。

(A委員)

パブリックコメントはどのような形で募集するのか。

(事務局)

基本的には、ホームページに公開するとともに、支所や公民館などの市内の関連施設に案を置かせていただき、御意見を募ることを考えている。

(A委員)

基本的にはインターネットから意見を入力するのか。

(事務局)

直接、インターネット上で入力できるようになっている。

(B委員)

結構、意見は集まるものなのか。

(事務局)

市民の興味、関心を引くような案件は意見は多いが、計画については、関係する方が興味を持っていて意見を出していただくことが多い。

(A委員)

意見があまり出てこないと思うので、意見を出しやすいように、アクセシビリティ等にも配慮いただきながら進めていただきたい。具体的には、学校や保育園、幼稚園でも広報できれば良いと思う。教職員の方にもお願いしてはどうか。教職員の方も旭川で子育てしている当事者であるので、気になるところについて御意見をお寄せいただくような広報などについても検討いただきたい。

(事務局)

なるべく広く意見を聴取できるように考えたい。是非委員の皆様にも、関係団体の方々にお伝えいただけるとありがたい。

(C委員)

パブリックコメントでは、概要版と計画案のどちらも提示することになるのか。また、カラーでの配布となるのか。

(事務局)

どちらも提示させていただきたいと考えている。インターネットではカラーで見ることができるが、配布するものについては経費もかかることから、白黒版での配布とさせていただく。

(D委員)

文章の言い回しで少し気になるところがあるが、修正の機会はこのパブリックコメント以外でもあるのか。

(事務局)

パブリックコメントが終了した段階で、市民からいただいた意見への対応について検

討し、その後、部会に再度計画案を提示させていただき、御意見をいただきたいと考えている。

(B委員)

パブリックコメントで広く様々な意見を集約するのは難しいと考える。小学校長会など子育てに関わる組織の力を借りることができれば、広く意見が聞けるのではないか。

(E委員)

本市の大切な子ども達のためであるので、校長会としても御協力させていただきたい。しかし、教職員の意見では幅広にはならない。非常にピンポイントで限られた意見しか出てこないことが想定される。幅広であれば、各委員の関係団体に協力をいただいて、意見を集めるということが、今回のパブコメの趣旨に合うのではないかと考える。

(事務局)

実際の進め方については、今後改めて検討させていただきたい。

(A委員)

なるべく広く、偏らない形での意見聴取となるよう、配慮をお願いしたい。

(A委員)

他に意見・質問等あるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

《報告事項イ 令和7年度子育て支援部予算要求について》

(A委員)

報告事項イ「令和7年度子育て支援部予算要求について」事務局から説明願う。

(事務局)

資料2に基づき、事務局説明。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

(F委員)

今回の予算案は子ども計画の内容に沿った形で予算要求をしているのか。そうであれば、項目が偏って見える。

(事務局)

今回提示した資料は、予算の主立ったものを掲載させていただいており、予算全体でいくと、この資料以外のものもある。それを総体として、計画の中で反映させていく。

(F委員)

給食費についてはこの資料にはないが、予算付けされる予定か。給食費の無償化に力を入れている自治体もあると思う。保育園でも年収等によって給食費が免除される場合もあると思う。同じ人数の子どもがいても、所得によって助成費が変わる施策がたくさんある。そのたびに、職場から所得証明をもらって、申請しなければならず、非常に煩雑で手数が多い。全ての子育て世帯について、給食費を無償化する施策があっても良いと思う。シンプルなシステムになれば、目玉になり市民にも分かりやすい。

(事務局)

学校給食については、学校教育部が所管しており、現時点で他の部局がどのような考え方

で来年度の事業構築をしようとしているかは承知していないところである。意見を承ったということに留めさせていただく。

(A委員)

学校給食については、現在国会で議論が進んでいる。正確に言うと、給食費というのは、給食の食材費である。学校給食の給食調理員の給料などは市から支払われている。

(B委員)

待機児童ゼロの継続とあるが、何をもってゼロとしているのか。

(事務局)

待機児童ゼロは、毎年4月1日現在での市内全体の定員枠に対する入所者の比較で、定員が上回っていて、市内に受け皿がある状態を指している。

年度途中であるとか、特定の保育園に行きたい場合に、どうしてもお待ちいただく場合がある。また、年度末になると定員がいっぱいとなり、実感として待機している人が多いと感じると思う。市として最低限すべきことは、なるべく多くの候補を出していただいて、何とか保育所等に入っていただくということである。待機児童ゼロについては、平成30年から継続している。

(B委員)

素晴らしい実績だと思うが、全国でも待機児童ゼロの自治体は結構あるのか。

(事務局)

放課後児童クラブもそうであるが、待機児童ゼロは国の施策でもある。放課後児童クラブについても本市は待機児童ゼロとなっている。全国的にはまだ待機児童が発生していて、それに対して国の施策が展開されていると考えている。

(G委員)

放課後児童クラブを1か所増設するというのは、どういった意味で1か所となっているのか。また、こども誰でも通園制度は令和6年度は4か所の施設で実施し、あまり利用される方が少なかったと聞いている。令和7年度も継続して同じ施設が実施するのか。

(事務局)

放課後児童クラブについては、令和6年度実績で2か所増設、1か所閉所となっており、市内全体では横ばい状態にある。増設1か所は、児童クラブへの入所希望児童の増加があった場合に、予算がないと増設できないため、最低限1か所分を要求している。ニーズがあれば、予算の確保に努めていかなければならないと考えている。

次に、こども誰でも通園制度については、令和6年、7年が国の試行的事業で、令和8年の本格実施に向けて、本市としても令和6年から手を挙げ、今年は4か所で実施をしているが1か所は実績がない状況である。まだ認知度が低いということもあるのか、実績が低くなっている。今回、幼稚園、保育園に事業実施に対する意向調査を実施し、数か所から意向を伺っている。令和7年度についても、予算範囲内ではあるが、実施施設を決定し、引き続き試行的事業を実施する。保育所や幼稚園の意見や実際に利用する保護者の方の意見を聞きながら、令和8年度の本格実施に向けて検討していきたい。

(A委員)

子育て世帯訪問支援費、産後ケア事業費で、それぞれ継続の拡充と書かれているが、具体的にどなたがサポートやケアを担うことを想定しているのか。

(事務局)

子育て支援訪問支援費については委託事業であり、正職員ではなく、ヘルパーを雇用している事業者に委託をして実施している。産後ケア事業費については、現在市内で53か所ある医療機関及び助産院に委託をして実施している。ケアを実施するのは助産師である。

(A委員)

他に意見・質問等あるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

《報告事項ウ 旭川市保育センターについて》

(A委員)

報告事項ウ「旭川市保育センターについて」事務局から説明願う。

(事務局)

資料3に基づき、事務局説明。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

(H委員)

具体的に決まっていれば、神楽保育所では医療的ケアの必要なこどもと特別な支援を要するこども、支援の必要のないこどもをそれぞれ何人、受け入れる予定なのか。

(事務局)

現在の神楽保育所の受入れ体制を大きく変えるものではない。今年度10月から既に医療的ケア児の受入れ体制は整えている。旭川市に設置された医療的ケア児の相談室と連携をして、まずは医療的ケア児の実態把握、また情報共有をしているところである。また、特別支援保育についても既に受け入れている。神楽保育所で全ての医療的ケア児や特別な支援を要するこどもを受け入れるということではなく、そういった受入れ体制を民間事業所でもしっかり持っていただく。神楽保育所が保育センターとして、ノウハウの提供や、情報提供、指導などを行っていくとするもので、特に保育センターになったから、児童を何人というような定数を定めるものではない。

(H委員)

現在、医療的ケア児はいないのか。

(事務局)

御相談は数件受けているところである。医療的ケア児を受け入れることになれば、主治医などの意見も聞きながら、保育が可能かどうか慎重に見極めていかなければならない。

(D委員)

保育所での虐待行為の防止について、今までは、異なる部門で立入調査を行っていたと思うが、資料を見ると、今後は事業部門と同じセクションが指導・監査も実施されるということだと思う。けん制体制についてどのように考えているのか、現時点で分かっているのか教えていただきたい。

(事務局)

そういった役割についても、今後詰めていきたいと考えている。

(A委員)

本市でも数年前に保育士による虐待事案があったと思う。その辺についても指導の徹底をお願いしたい。

(I委員)

資料を見ると、非常に画期的で他の市町村ではあまり見ないような素晴らしい取組だと思う。公立保育所の在り方については重要な点がいくつもあると感じているが、その重要な部分を取り出した素晴らしい案だと思うので、是非実現していただきたい。

(C委員)

旭川市でどんどんこどもが減っている中で、それでも旭川市で子育てをしたいという魅力的な町にしていくためには、旭川市の保育の水準を上げていくことが非常に重要である。そのためには、保育士が学び直す機会や保育士同士の交流、厚労省との連携、また、小学校の先生と保育者の交流の機会が必要になってくると思う。しかし、保育士は非常に多忙で、なかなか余裕がない中で、土日に研修を受けることは大変だと聞く。先ほどの予算とも関わってくるが、余裕を持って各園が保育士を配置して、研修を受けられるような保育士人数の確保も非常に重要だと思う。その辺りの視点を予算編成の際も持っていただきたいと考える。

(事務局)

今年度末をもって新旭川保育所が閉所し、今現在いる保育士を、保育センターの事業部門や保育部門に再配置する予定である。その中で、こういった事業ができるかについては、各団体や学校に意見を伺いながら、今後詰めていきたいと思う。

(A委員)

保育センターは旭川市の財産であるので、なるべく広く市民の方に周知していただき、広く利用されるような保育センターになっていただきたいと思う。是非、周知について検討いただきたい。

(A委員)

他に意見・質問等あるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

3 その他

(A委員)

以上で予定していた審議は終了するが、他に発言はあるか。

なければ、これで閉会とする。

4 閉会